

市民主役のまちづくり 自治基本条例



3月12日「自治基本条例案」市長へ答申



より豊かに暮らせる名寄であるために



市民懇話会委員13名が、1年余り真剣な議論を重ね、この度条例案がまとまり答申の運びとなりました。

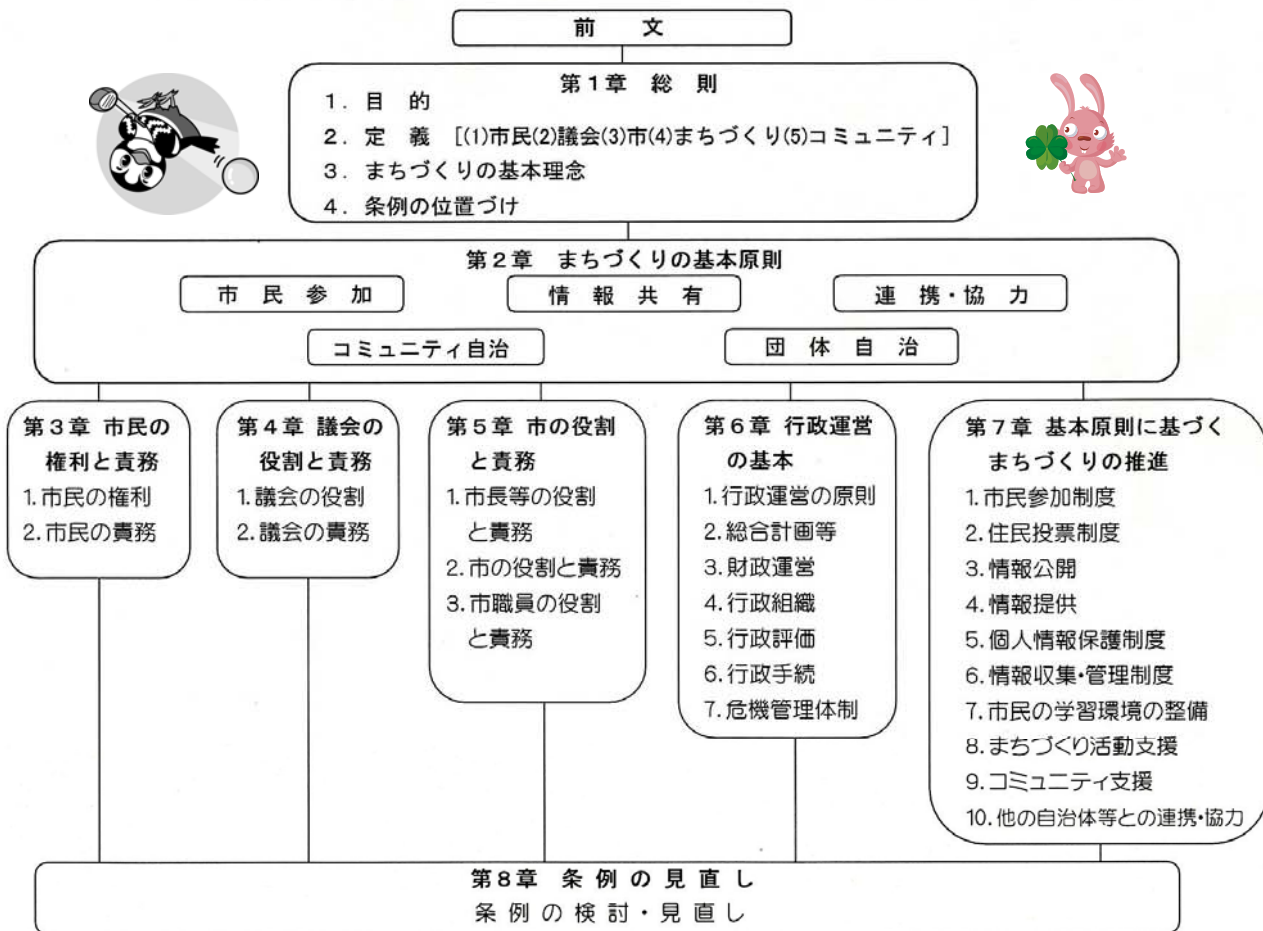
名寄市民が自ら暮らす地域を、自ら考え行動する市民自治の実現のための条例を「名寄市自治基本条例－みんなで創る名寄の未来」として、まちづくりや行政運営の基本ルールなどを定めた名寄市の最高規範と位置づけています。

前文案(抜粋)

私たちが住む名寄市は北^{きた}北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川に育まれた肥沃な大地と寒暖差の大きい気候は、豊かな自然と農産物を産み、また、澄みきった大気は美しい満天の星空を私たちに贈ってくれました。そしてなによりも北国の厳しい自然は、人の優しさと智恵、共生のこころを育みました。私たち名寄市民は、先人から受けついで宝であるこの優しさと智恵を生かして、未来を担う子や孫の世代のためにこの豊かな自然環境を守り、自然と共生するまちをつくります。また、すべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らせるまち、福祉と教育のまちをつくります。



みんなで創る名寄の未来(名寄市自治基本条例(仮称)の全体構成案)



■ 条例案の2つの特徴

「地域自治」の確立・・・市民と議会、市は地域単位の市民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、地域の自主性・自立性を守り育てることが重要であると盛り込んでいます。

「団体自治」の表明・・・地方公共団体は、市民全体の利益を踏まえ国・北海道と対等な立場を堅持することが重要であると考え、団体自治の理念を盛り込んでいます。条例で表明することが、市民全体の共通認識を図り、名寄市の自主性・自立性に繋がると考えています。

市民懇話会での協議を終えて

22回にも及ぶ協議を終え、3月12日市長へ答申するに至りました。

これまで、熱心な議論を重ねていただいた委員のみなさんには、心から感謝しています。

そして会長の大役を担った私としては、本当にホッとしているところです。

近い将来、この条例が制定され、市民・議会・市が一体となった「まちづくり」が実感できる時を期待しています。

市民のみなさんへも、これまで多くのPR活動を行い、少しずつこの条例ができること・つくる意味など理解されてきているのではないかと思います。

今後も制定に向け、多くのご意見をいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

名寄市自治基本条例市民懇話会 会長 白井 暢明

【担当】

総務部

地域振興課地域自治係

01654-3-2111 内線 3313

(FAX) 01654-2-5644

URL :

<http://www.city.nayoro.lg.jp>

(窓口案内から探す→

総務部→地域振興課情報提供サイト)



担当： 総務部地域振興課地域自治係

01654-3-2111（内線 3313）

（FAX） 01654-2-5644

URL： <http://www.city.nayoro.lg.jp>

（窓口案内から探す→総務部→地域振興課情報提供サイト）